第３期大東市子ども・子育て支援事業計画策定の方向性について

資料２

**１．基本理念、基本目標について**

・「大東市子ども・子育て支援事業計画」では子どもが豊かに育ち、生き生きと子育てをすることができる、子育て安心のまち実現のための基本理念を**「親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～」**としています。

・基本理念に実現に向け、子ども・子育て関連施策を下記の５目標に分類しています

　　**基本目標**

１．子育てと仕事を両立できる社会づくり　　２．子どもが心豊かに育つ学習環境づくり

３．子育てを支える体制づくり　　　　　　　　　４．子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

５．様々な家庭での子育てを支える体制づくり

**２．第１期事業計画の取り組み（平成２７年度～令和元年度）**

・第１期大東市子ども・子育て支援事業計画は、課題である待機児童問題を早期に解決するため、「**待機児童ゼロのまちの取り組み**」を重点施策として、老朽化した保育施設の建て替えに伴う定員の増員や、小規模保育事業所の新設、送迎保育ステーションの開設等、保育の受け入れ枠の増大に取り組みました

・平成２７年度以降、約４００人の保育利用枠を拡大し、平成３０年度以降の年度当初待機児童数はゼロ人となっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 主な施策 | 実績（H27→R1） |
| 新規認可保育所の設置（あすなろこども園分園） | 病児保育・一時預かり・送迎ステーションの機能を持った多機能型保育施設として、平成27年12月1日に開設 |
| 地域型保育事業の実施 | 小規模保育事業所４施設を開設 |
| 幼保連携型認定こども園の推進 | 保育所１３園、幼稚園３園が認定こども園へ移行（内１施設は保育園と幼稚園が統合し、認定こども園へ） |
| 民間保育所の定員枠の拡大 | 2,198人から2,570人に拡大 |

**３．第２期事業計画の取り組み（令和２年度～令和６年度）**

・第２期子ども・子育て支援事業計画は、第１期事業計画の取り組みにより実現した子ども・子育て施策の円滑な利用を維持・発展させるため、「未来につながる子ども・子育て支援」を重点目標とし、施策推進に向けた２つの柱を定めています。

　①多様な子ども・子育てニーズの支援に向けた取り組みの充実

　②就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築

|  |  |
| --- | --- |
| 主な施策 | 実績（R2→R6） |
| 子育て家庭の多様化に向けた相談支援体制の充実 | ネウボランドだいとうの機能強化、伴走型支援の実施（ネウボラ＋ギフト）、切れ目のない支援の実現（５歳児アンケート等） |
| 就学前教育・保育施設の利用定員の見直し | 地域的な保育ニーズに応じて、利用定員の増減に対する柔軟な見直しを実施 |
| 公立施設の方向性の検討 | 令和４年４月１日に北条保育所と北条幼稚園を統合し、「幼保連携型認定こども園　北条こども園」を開設 |
| 送迎保育ステーションの利用拡大 | 利用者は４人～１０人で推移しており、保育ニーズの高いＪＲ住道駅周辺における利用の調整弁として機能 |

**４．第３期計画策定の方向性（令和７年度～令和１１年度）**

　・令和５年４月１日のこども家庭庁の創立とこども基本法の施行により、こどもの最善の利益を第一に考え、こども政策を社会の真ん中に据えた「**こどもまんなか社会の実現**」の取り組みが求められています。

**《第３期事業計画の方向性》**

１．こどもまんなか社会の実現：こども・若者の意見聴取と政策への反映

２．ネウボラを中心とした妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

３．保育の質の向上と利用の拡大（配置基準の改善、こども誰でも通園制度等）

４．地域における「こどもの居場所づくり」の支援

５．支援を必要とするこどもや家庭を支える取り組み（こどもの貧困対策等）

６．虐待の未然防止：こども家庭センターの設置促進の実施